

税務課からのお知らせ

進んでいますか？

農業所得の申告準備

農業所得の申告(確定申告、市民税・県民税の申告)を行うためには、自身で収支内訳書(青色申告の人は青色申告決算書)を作成する必要があります。収入、経費に関する書類を準備して、整理しておきましょう。

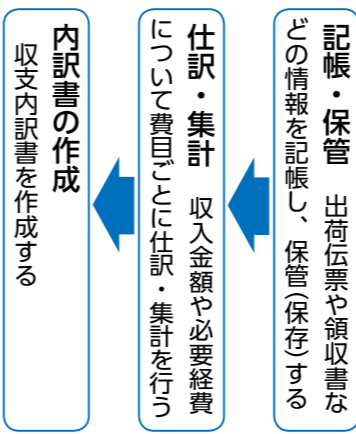
問 税務課市民税係 ☎21・0214

収支計算とは

1月1日から12月31日までの1年間の収入金額や必要経費の金額を計算します。

農業所得 ≡ 収入金額 - 必要経費

農業所得申告の流れ



農業所得の申告相談

教えてQ&A

Q1 家族が食べる分や親せきに配る分についても申告しないといけないのですか？

A1 家族で食べる分や、親せきや知人に配る分などは「家事消費分」となります。家事消費分についても、税法上では収穫した時点で所得が発生したことになるため、農業所得として申告が必要です。ただし、家事消費分のみの収穫量では規模が小さく、収益を目的としていないため通常は赤字と想定されます。家事消費分のみ人は申告の義務はありませんが、農業所得が赤字の場合、家事消費分を正しく経常の上、収支内訳書を作成し、申告をすることで、赤字を他の所得から差し引くことができます。

Q2 水道や電気代、燃料費などの経費に日常生活で使用した分も含まれている場合は？

A2 農業に使用した分のみを必要経費として計上します。使用割合などの合理的な基準であん分してください。軽トラックに係る経費(軽自動車税、ガソリン代、減価償却費など)についても同様です。軽トラックの車検に5万円かかり、農業使用が6割、日常生活使用が4割の場合、農業に使用した経費は3万円になります。

Q3 収入や経費などの情報は、農協などから届いており市で把握しているのでは？

A3 農業収入や購入履歴などの情報が市へ提供されることはありません。出荷伝票や領収書などで、必ず自身で収支計算をしてください。平成26年1月から農業をはじめ事業所得等を有する全ての白色申告者について、帳簿の記載や領収書等の書類の保存義務が徹底されています。

Q4 農業所得が黒字になった場合、申告をしないといけないのですか？

A4 主な所得が給与所得か、公的年金の所得で、農業所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合には確定申告の義務はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

市が行う税の申告相談の日程や会場等の詳細は、広報たかはし1月号でお知らせします。

収支計算を行うために下書きする用紙は市税務課や各地域局、各地域市民センターに備えています。早めの準備をしましょう。
「収支内訳書」は国税庁HPからもダウンロードできます。
市が行う申告相談は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。農業所得を申告する場合は、相談を円滑に進めるため、必ず経費などの仕訳・集計を済ませてから会場にお出かけください。

税務課からのお知らせ

申告をお願いします

償却資産(固定資産税)

償却資産とは、事業を営んでいる個人または法人が、その事業のために使用している構築物、機械、器具等(下表)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

地方税法では、償却資産所有者は、毎年1月1日現在における資産の状況などを1月31日までに該当の資産がある市町村に申告することが義務付けられています。

償却資産申告書は毎年12月中旬に、前年度に申告をした人、法人の異動届を提出した法人等に送付します。

1月になっても申告書が届かない場合や、新たに申告義務が生じた場合は、税務課資産税係までご連絡ください。

また、個人で10^{キロ}ワット以上の太陽光発電設備を設置し、全量売電する場合も事業用の資産として申告

種別	例
構築物	門扉、広告塔、舗装路面、二層式駐車場、建築附属設備(家屋に含めて評価されるものは除く)および造作など
機械、装置	工作機械、製造加工機械、建設機械、ポンプ、動力配線設備、太陽光発電設備など
船舶	モーターボート、ヨット、荷物船、客船など
航空機	旅客機、貨物用航空機、ヘリコプター、飛行船など
車輛、運搬具	貨車、客車、トラックなど(自動車税・軽自動車税の課税の対象となるものは除く)
工具、器具、備品	測定工具、切削工具、机、いす、ロッカー、陳列ケース、自動販売機など

問 税務課資産税係 ☎21・0216

する必要があり。不明な点は、お問い合わせください。

監理課からのお知らせ

平成28・29年度分高梁市小規模工事(修繕)契約希望者の登録・更新

市が発注する30万円未満の軽易な修繕工事について、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約希望者を名簿に登録し、業者選定の際に活用しています。ただし、指名や契約を約束するものではありません。

平成28・29年度分の新規登録・更新申請を受け付けますので、希望する人は申請してください。

◆受付期間：平成28年1月4日(月)～1月29日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

◆申請方法：登録申請書に必要書類を添えて監理課へ提出してください。

※申請書類の確認のため、申請の受け付けは持参に限ります。

※更新は平成26年1月に登録申請をした人が対象です。

※登録申請書は、監理課、各地域局に備えてあるほか、市ホーム

ページからもダウンロードできます。

◆登録できる業種：「大工」、「左官」、「石」、「電気」、「管」、「タイル・れんが・ブロック」、「板金」、「ガラス」、「塗装」、「防水」、「内装仕上」、「機械器具設置」、「熱絶縁」、「電気通信」、「造園」、「建具」工事の中から2業種まで

◆登録の有効期間：平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)

問 監理課契約管理係 ☎21・0235

